

岡山県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

第1 趣旨

この要綱は、社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う者（以下「事業者」という。）が提供する福祉サービスの質を公正中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関し必要な事項を定め、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的とする。

第2 第三者評価事業の推進

- 1 県は、第三者評価事業を推進するため、次の業務を行う。
 - (1) 評価基準の作成及びその改定
 - (2) 評価機関認証要件の作成及びその改定
 - (3) 評価機関の認証及び育成
 - (4) 評価調査者の養成
 - (5) 評価結果の公表
 - (6) 第三者評価事業に関する普及啓発及び苦情等への対応
- 2 県は、必要に応じて事業の一部を他の団体に委託することができる。

第3 福祉サービス第三者評価推進委員会

県は、学識経験者、福祉サービス利用者代表者及び事業者代表者等からなる「福祉サービス第三者評価推進委員会」を設置し、第2に定める業務を行うにあたっては、同委員会の審議を経るものとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。